

J C C A 建設コンサルタント協会
学生懸賞論文
「日本の街は美しいですか」

「見過ごされた集落の美」

大阪大学大学院 工学研究科 環境工学専攻
徳勢 貴彦

企画を知った媒体：研究室内の掲示板

我々の財産としての歴史的集落

まちを歩いている時や自動車を運転している時、道を間違えて、細い道に入り込み、思わず郷愁にかられた経験はないだろうか。電車の車窓から、ふと外を見ると、美しく並んだ瓦屋根に目を惹かれた経験はないだろうか。交通機関の発達や自動車社会が到来により、全国を縦横無尽に道路網が整備され、誰もがどこへでも簡単に足を運べるようになった現在、そのような経験をもつ人は多のではないだろうか。

このように、ふと目を惹かれ、郷愁にかられてしまうような美しい景観が現在の日本にもまだ多く残っているのである。私は、その中でも農村地域の集落景観に惹かれ調査・研究を続けてきた。しかし、私が惹かれた集落は、伝統的建造物群保存地区や景観条例に基づく景観形成地区等に指定され、多くの人の注目を集めてきた集落かということ、そうではない。景観の保全や形成を目的とした整備は実施されておらず、観光化もされていない。古い建物は数件しか見られないようなごくありふれた集落である。つまり、歴史的背景をもった普通の集落であり、これまででの景観施策の対象とはならなかった「みすごされた集落」と言うことができる。

近年、歴史的環境や景観の重要性が認められてきている中で、伝統的建造物群保存地区や景観形成地区等の指定が増えてきていることは事実である。しかし、歴史的には街道沿いや臨海部をはじめとして多くの集落が存在していたことを考えると、市街地に埋もれてしまっているもの、地方の中心としての役割を担っているもの、時代の波から取り残されて粛々と生き延びているものなど、その方向性は様々であるものの、現在も日本全国に数多くの見過ごされた集落が残されていることになる。兵庫県を例に挙げると、明治期に町場が形成されていた人口 100 人以上の輻輳地に限定して調べても、合計 213 の集落が存在しており、そのうち歴史的景観形成地区等、景観施策の対象となっている集落が 20 集落、残りの 193 集落のうち 42 集落に戦災復興及び震災復興の区画整理事業が導入されており、151 もの集落が見過ごされている集落と位置づけることができるのである。これらの見過ごされている集落は今後どのような道をたどるのだろうか。何の方向性も示されないままでは、その歴史性や空間的特徴が失われ、埋もれて消えていってしまうことは容易に予想できる。しかし、本当にそれで良いのだろうか。我々は、現にそのような集落に郷愁を感じ、それらがつくり出す風景に目を惹かれているのである。見過ごされた集落の景観を全国民の貴重な財産として次世代に継承していく必要があるのではないだろうか。

新たな評価指標の必要性

では、見過ごされた集落は、これまでの歴史的環境保全施策の主流となってきた伝統的建造物群保存地区や景観形成地区に指定されている歴史的集落と何が異なるのだろうか。地区指定には歴史的な重要性や景観の危機度合い、住民の合意形成、自治体職員の意識などが関係しているのは予測できるが、空間的にはどのように異なっているのだろうか。このことを明らかにするために、景観形成地区の地区指定の際、どのような事項が評価されているかを、兵庫県下の歴史的景観形成地区の景観ガイドラインの前段に示されている地区の景観的特徴部分から整理・分析した結果、その根底には、歴史的建築物の残存度が強く影響していることが明らかとなった。しかし、日本は木の文化であり、建物は更新され、

まちが動いていくことが日本のまちの特徴であるとも言われることを考慮すると、歴史的環境の保全は建物の評価をもとにするものだけでは十分とは言えないと考えられる。既存の建物の評価による指標とは異なる、建物以外の集落空間の評価をもとにした新たな指標をもとにした環境保全・景観形成施策が必要なのではないかと。そして、その際必要なのが、これまでの「整備・開発 - 保存・保全」といった両極の間を担う概念なのだと考えられる。都市として重要な役割を担う場所は整備・開発され、歴史的建築物が多く残る集落は保存・保全され、観光化されてきた。その間にあるのが見過ごされた集落に代表される普通のまちなのである。

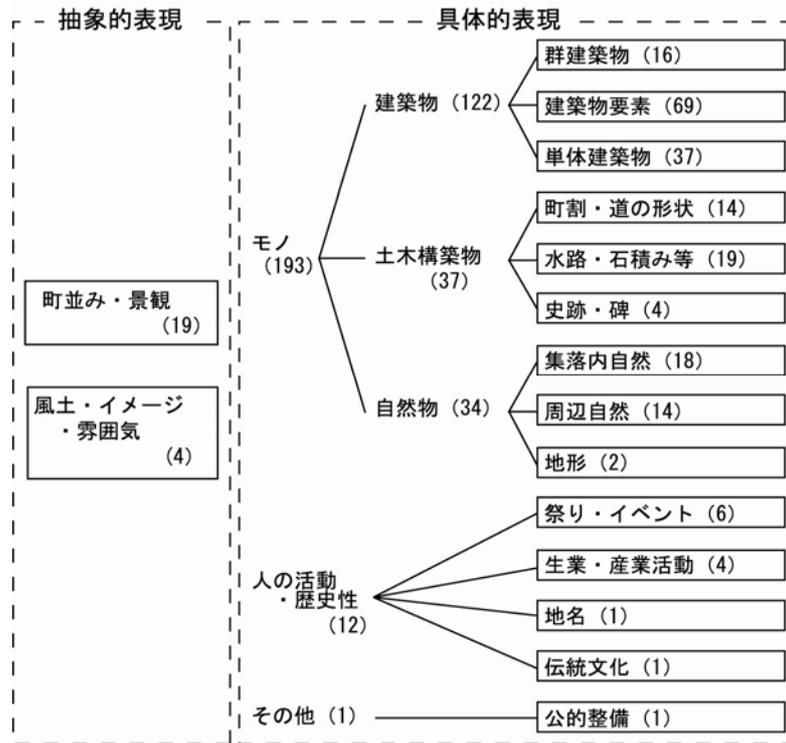


図 言語単位で見た歴史的景観形成地区指定時の評価傾向

集落のニオイ

建物評価に代わる新たな評価指標を見つける鍵は「ニオイ」にあると思う。

田園地域の街道筋を歩いて集落内に入ると、「集落に入ったな」と感じることができる。それは、田園地域の集落はポツツと孤立しているものが多いとか、バイパスの裏道になっているとか、集落の入り口に道祖神があることなどのように境界が明確だからではない。ニオイが変わったことに気付くのだ。

では、集落のニオイのもとはどこにあるのだろうか。お寺の大屋根や神社の社殿、道祖神や鎮守の森、道の曲折・幅員、水路、また、これまでの評価指標となってきた歴史的な建物などの個々の空間要素、大きな空間構造としての周辺農地の広がりや山並み、さらに、家々が開放的である、共同体としての集落社会といったソフトな要素かもしれない。しかし、私は集落のニオイは空間要素単体のみでは生じるものではなく、それらの関係性やその結果として生まれてくる空間要素から生じるものだと思う。町並みはしばしば音楽に例えられる。いくら美しい音がひとつあったところで、それは美しい楽曲にはならない。

楽曲全体の中で、その音が調和してこそ美しい楽曲が完成するのである。また、鈴木成高はその著書「中世の町」の中で、建築物に限定しているものの同様の内容を次のように述べている。「町は家並みである。一軒一軒の家ではない。(…中略…)一軒一軒の家は死物であっても、家並みとなると、生きてくるのである。」また医学者であり哲学者でもあるピカートの「観相学」では、「顔はひとつの統一体である。だから、われわれは顔の一部を検討することはできない。全てが関連し合っている」と述べており、集落空間にも同様のことが言えるのだと思う。このように集落景観を考えるにあたっては、各空間要素の関係性が重要であり、その空間が生まれる原理、仕組みを説きあかし、その仕組みの部分から景観コントロールを考えていく必要があるのだと思う。

これまでも多くの集落研究、フィールドサーベイが行われてきており、各集落個別にニオイのもととなる空間の仕組み、関係性の仕組みの解読が試みられてきたのだと思う。しかし、我々は歴史的集落に対し、共通して郷愁を感じるのであり、そこには根底となる歴史的集落共通のニオイのもととなる仕組みがあるはずである。それは建物が多少建て替わっても、歴史的な集落のニオイを残すことのできる仕組みであり、集落空間でここだけは変わってはいけない空間の仕組みなのだ。

見過ごされた集落の今後の景観を考えるにあたっては、ここだけは変わってはいけないという仕組みをもとに、柔軟な景観コントロールをしていくことが必要なのだと考えられる。

へた地的空間

私は、多くの集落を訪れた中で、集落においてここだけは変わってはいけない空間の仕組みの一つは「へた地的な空間」にあるのではないかと考えている。

歴史的な集落は、自然地形に従ってつくられてきたため、道は曲がり、敷地も不整形であるものが多い。その結果、道と建物の外壁や塀、生垣の間には特に機能的な意味を持たない「へた地的な空間」が生まれている。このへた地的な空間には野草が生え、集落景観にゆとりを与え、一種の緊張感を解きほぐすような役割をしているのではないかと考えられる。このような機能的な意味のないへた地的な空間は、現在の都市計画では、また、土地を介した経済システム、合理主義の元では、計画的につくり出されることはなく、歴史的集落に特徴的な空間なのだと考えられる。

へた地的な空間を鳴海邦碩は著書「景観からのまちづくり」の中で「あそびの空間」と称している。そして、あそびの空間の重要性を新たな公園整備を行なうよりもあそびの空間を有効に利用することが大切であり、経済的でもあるということから示そうとしている。私もその通りだと思う。へた地的空間をなくすような道路整備などを行なうことで、新たに家の前に鉢植えをおいて飾る「花いっぱい運動」(その他の効果もあることは事実であるが)を実施するよりも、その空間を有効に利用していく方が良いのではないだろうか。そして、観光化できるわけでもなく、整備しても経済効果の少ない見過ごされた集落に対し、自治体が予算をつぎ込んでいくことは考え難いということも考慮すると、見過ごされている集落の空間整備にあたっては、へた地的空間に限らず、現在持続している空間を活用していくことが有効であると考えら得る。

見過ごされた集落は、人工的・計画的的手法により保存・保全が図られてきた伝統的建造物群保存地区や景観形成地区等と異なり、自然システムの中で集落空間の仕組みが継承さ

れてきており、このようなへた地的空間がそのまま残ってきているものが多い。このへた地が生まれる空間の仕組みの背景となっている道の形状や敷地形状、敷地上の建物や塀、生垣の配置などから集落景観の誘導を考えていく必要があるのだ。

住民の視点が重要

では、新たな評価指標をもとに、見過ごされた集落を景観形成地区等に指定していけばよいのかということ、私はあまり賛成できない。それはこれまでの伝統的建造物群保存地区や景観形成地区における整備手法に疑問を感じているからだ。率直に言って、余りにも見せようとしすぎており、観光化しすぎているように感じるのだ。

都市の美観論としては大きく4つの流れがある。一つ目は、見せるため、特に外国人の目を意識した美観整備の必要性を説くもの、二つ目は、地域住民あるいは国民の精神的統一の媒介として美観の必要性を説くもの、三つ目は、美観の生産的価値を説くものであり、これが観光資源としての歴史的街並みや地域振興・観光開発に直接結びつくものと言える。そして、四つ目が、人間にとって快適な生活環境の条件として美的であることの必要性を説くものである。これらの4つの論議は、時代時代の社会的状況を背景としながら繰り返し論議され、主張されてきたのである。から は規制により生み出そうという行為に直結しやすく、これまでの景観整備は、この3つの考え方が背景にあったと考えられる。そのことは、多くの伝統的建造物群保存地区や景観形成地区で行われている道路美装化などが良い例であると思われる。歴史的には道の上には直線や模様は描かれていなかったはずである。中には街並みと調和した良い事例も見られるが、街並み景観を美しくするために行われる道路美装化が、逆に景観を混乱させていると見えるような場所も多く見られる。自然に従ってつくられた歴史的な集落空間に、新しい技術による直線的な材料で美装化が行われていること、道路をキャンパスとして模様を描き、主張させすぎているところなどもある。また、一般的には善しとされている電柱電線類の地中化も、場所によっては、電柱電線類が地中化されたことで、一気にうそくさいまち、つくられたまちになってしまったなと感じたこともある。

伝統的建造物群保存地区や景観形成地区等は観光化を目的としているところも多く、町並みがすっきりして、観光客うけが良ければよいということもあり、～ の考え方のもとに行なう景観整備もありえるのかもしれない。しかし、見過ごされた集落の今後の景観を考えていくにあたっては、観光化は想定されにくいいため、～ のような考え方を前面に出していく必要があると考えられる。美しい集落景観を持続していくためには、住民の生活が大切であり、住民の視点を取り入れていくことが必要である。そのためにも、現行の景観形成地区制度とは異なる新たな概念、「整備・開発 - 保存・保全」の間にあたる概念に基づく制度が重要になってくると考えられる。

近年、景観法に基づく景観計画区域、景観地区等、文化財保護法に基づく重要文化的景観など、景観に関する法制度の整備が進んできている。また、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）の全国展開などの取り組みも見られるように、保存・保全の対象、計画・整備していく対象が広がってきている。今後、見過ごされた集落の景観・空間の仕組みを維持していくためには、集落景観・空間構成の理解の上で、これらの新たな法制度をいかにうまく活用していくかが大切だと思う。